

# 定 款

(2024年6月21日改正)

株式会社 日 伝

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社日伝と称し、英文では、NICHIDEN Corporationと表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 下記物品に関する売買、輸出入、代理および仲立の事業
  - ①動力伝導装置および関連部品
  - ②油・空圧機器、電気自動制御機器および関連機器とそのソフトウェア
  - ③産業用ロボット、荷役運搬、搬送機器および装置
  - ④金属加工機械、工作機械、機械工具
  - ⑤事務用機械器具、包装荷造機械器具、健康機械器具
  - ⑥ゴム、プラスチック、合成樹脂等の工業用材料
  - ⑦以上の物品の部分品、取付具、および附属品
2. 前各号関連の機械の設計、製造、組立および設置工事の請負、監理
3. 建築一式工事業
4. 電気工事業
5. 管工事業
6. 塗装工事業
7. 電気通信工事業
8. 防水工事業
9. とび・土工工事業
10. 屋根工事業
  11. タイル・れんが・プロツク工事業
  12. 鋼構造物工事業
  13. 板金工事業
  14. 解体工事業
  15. 倉庫業
  16. 損害保険代理業、生命保険募集に関する業務
  17. 不動産の売買、管理、賃貸および仲介
  18. 有価証券の保有および運用
  19. 労働者派遣業務
20. 古物売買業
  21. 発電事業およびその管理、運営ならびに電気の供給、販売、保守管理等に関する事業
  22. 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、12,600万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 法令により定款をもってしても制限することができない権利
2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名

簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要があるとき、これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集しその議長となる。取締役社長に事故のあるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をも

って行う。

## 第 4 章 取締役および取締役会

### (取締役の員数)

第18条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は、15名以内とする。

2 監査等委員である取締役の員数は5名以内とする。

### (取締役の選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### (取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

### (代表取締役、役付取締役、相談役および顧問)

第21条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。

3 取締役会は、その決議をもって相談役および顧問を置くことができる。

### (取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3 前二項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は各取締役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める額とする。

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し、会日の5日前までに発する。

ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第34条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役であった者の責任を法令の限度において免除することができる。

第2条 前条および本条は、2028年6月22日をもって削除する。